

令和2年度一般入学者選抜における追検査の対象者について

別紙

	令和2年度の対象者	学力検査当日の受験の可否	追検査の受験の可否
従来	実施要項で定めた対象者 ※ 1	可	可
追加	学力検査等の当日に新型コロナウイルスの検査で陽性反応が出ている者	否	可 ※ 2
	学力検査等の当日に発熱等の風邪の症状が見られ、受験ができなかった者 ※ 3	可	可

備考

- ※ 1 学力検査等の当日に出席停止の扱いが定められている感染症（学校保健安全法施行規則第十九条において出席停止の扱いが定められている感染症。ただし、同規則第十八条第三号にある「その他の感染症」は除く。以下「感染症」という。）に罹患しており、当日すべての検査を受験しなかった者とする。（検査を一部でも受験した者は対象としない。）
- ※ 2 追検査実施日においても陽性である場合は、受験はできない。その場合、調査書等による判定を行うこととし、これに依りがたい場合は個別の対応を検討する。
- ※ 3 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課より通知された令和2年2月18日付け事務連絡「学校における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について」において、発熱等の風邪の症状がみられる場合は出席停止として扱うことができるとされていることを踏まえ、発熱等の風邪の症状が見られる志願者で、当日すべての検査を受験できなかった者は、追検査を受験することができることとする。